

平成 31 年 4 月 1 日

鳥取県立みなとさかい交流館管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、鳥取県立みなとさかい交流館（以下「交流館」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第 2 条 交流館の開館時間は、展示ホール「境みなと・オアシス」及び会議室にあっては午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 管理者は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するとき、あらかじめその旨を交流館に掲示しなければならない。

(休館日)

第 3 条 交流館の休館日は、展示ホール「境みなと・オアシス」にあっては 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日とし、会議室にあっては原則日曜日、土曜日、休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。）及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日とする。ただし、会議室の日曜日、土曜日、休日の利用については、利用者と協議し、柔軟に対応する。

2 管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第 2 項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の許可)

第 4 条 交流館の会議室を利用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 交流館の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、交流館の管理上支障があるものとして鳥取県立みなとさかい交流館管理規則（平成 31 年鳥取県規則第 4 号）で定める場合に該当するとき。

3 管理者は、交流館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(利用者の申込み)

第 5 条 会議室を利用しようとする者は、利用しようとする日（当該利用が 2 日以上にわたる場合は、その初日）の 1 年前から 7 日前までに、様式第 1 号による申込みを管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可の通知)

第 6 条 管理者は、申込みがあった日から 3 日以内に審査し、会議室の利用の許可をしたときは、様式第 2 号により通知するものとする。ただし、管理者が別に定める場合は、この限りでない。

(利用許可の変更)

第 7 条 会議室の利用の許可を受けた者（以下「会議室利用者」という。）は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第 3 号による申込書を管理者に提出して、その許可を受けなければならない。

(利用の辞退の届出)

第 8 条 会議室利用者は、会議室の利用を辞退しようとするときは、あらかじめ口頭あるいは書面（様式第 4 号）により管理者に届け出なければならない。この場合、既に徴収した使用料は還付しないものとする。ただし、利用者の責めに帰さない理由による場合は、この限りでない
（行為の制限等）

第 9 条 交流館においては、次の行為をしてはならない。

- （1） 交流館の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- （2） 許可を受けずに交流館の展示物を模写し、又は撮影すること。
- （3） 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- （4） 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

2 管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、交流館への入館を拒み、又は交流館からの退去を命ずることができる。
（施設設備のき損等の届出）

第 10 条 交流館を利用する者は、交流館の施設整備又は展示物をき損し、又は汚損したときは、直ちにその旨を管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。
（利用の終了の届出）

第 11 条 会議室利用者は、会議室の利用を終了したときは、直ちにその旨を管理者に届け出て、その点検を受けなければならない。
（利用料金）

第 12 条 交流館の会議室の利用については、30 分につき 500 円の利用料金を徴収する。この場合において、利用時間が 30 分未満であるとき、又は利用時間に 30 分未満の端数があるときは、30 分として計算するものとする。
（利用料金の徴収と返還の方法）

第 13 条 利用料金の徴収及び変換の方法は、境港管理組合会計規則によることとする。
（利用料金の減免）

第 14 条 利用料金の減免は、次に掲げる場合に行う。

- （1） 70 歳以上の者が利用するとき（70 歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。
- （2） 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他鳥取県知事が別に定める基準に該当する心身に障がいをもつ者（以下「障がい者」という。）又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項の規定による医療受給者証の交付を受けた者及びその介護者が利用するとき（障がい者の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。
- （3） 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）及びその介護者が利用するとき（要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。
- （4） その他管理者が特に必要があると認めたとき。

2 前項第 4 号の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、様式第 5 号による申請書を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が別に定める場合は、この限りでない。
（措置命令）

第 15 条 管理者は、交流館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、交流館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。
（利用許可の取消し）

第 16 条 管理者は、利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- （1） この規程又はこの規程に基づく処分に違反したとき。
- （2） 前条の命令に従わないとき。
- （3） 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 利用許可の条件に違反したとき。

(5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、交流館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(広告物等取扱)

第 17 条

交流館に広告物等を設置しようとする者は、県有建物に関する広告物等取扱規程（昭和 24 年 9 月鳥取県訓令甲第 15 号）に基づき、様式第 6 号により管理者へ申請をしなければならない。

2 管理者は、前項の規定により申請があったときは、県有建物に関する広告物等取扱規程第 4 条の規定に基づき許可することができる。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、交流館の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

鳥取県立みなとさかい交流館会議室利用申込書

年 月 日

指定管理者
境港管理組合港湾管理委員会事務局長 様

申込者 住所

氏名

団体にあつては、名称及び代表者の氏名

電話番号

鳥取県立みなとさかい交流館会議室を利用したいので、次のとおり申し込みます。

利用目的	
利用期間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利用予定人員	人
利用責任者氏名	
備考	

注 利用責任者氏名欄は、個人で使用する場合は記入しないこと。

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日 号

住所

氏名 様
（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

境港管理組合港湾管理委員会事務局長 印

鳥取県立みなとさかい交流館会議室の利用について（通知）

年 月 日付で申込みのあったこのことについては、次のとおりとしたので通知します。

利用目的	
利用期間	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
利用料	円
利用の条件	

様式第3号（第7条関係）

鳥取県立みなとさかい交流館会議室利用変更申込書

年 月 日

職 氏名 様

申込者 住所
氏名

団体にあつては、名称及び
代表者の氏名

電話番号

鳥取県立みなとさかい交流館会議室の利用を変更したいので、次のとおり申し込みます。

通知の年月日及び 番号	年 月 日 第 号		
利用目的			
利用期間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで		
変更内容	変更事項	変更前	変更後
変更理由			

添付書類 変更に係る利用の通知書

様式第4号（第8条関係）

鳥取県立みなとさかい交流館会議室利用辞退届出書

年 月 日

職 氏名 様

届出者 住所
氏名
団体にあつては、名称及び
代表者の氏名
電話番号

鳥取県立みなとさかい交流館会議室の利用を辞退するので、次のとおり届け出ます。

通知の年月日及び 番号	年 月 日 第 号
利用目的	
利用期間	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
辞退理由	

添付書類 辞退に係る利用の通知書

様式第 5 号 (第 13 条関係)

鳥取県立みなとさかい交流館会議室利用料金減免申請書

年 月 日

境港管理組合港湾管理委員会事務局長 様

申請者 住所
氏名

団体にあつては、名称及び

代表者の氏名

電話番号

次のとおり鳥取県みなとさかい交流館の利用料金を減免して下さるよう申請します。

利用目的	
利用期間	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利用予定人員	人
利用責任者氏名	
利用料金の額	
減免申請の額	
減免を必要とする理由	

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

- 1 利用責任者氏名欄は、個人で利用する場合は記入しないこと。

様式第 6 号（第 17 条関係）

県有建物に関する広告物掲示許可申請書

境港管理組合港湾管理委員会事務局長 様

年 月 日

申請者 住所

氏名

下記広告物の掲示の許可をしてくださるよう県有建物に関する広告物等取扱規程（昭和 24 年 9 月鳥取県訓令甲第 15 号）第 3 条の規定により申請します。

記

1. 広告物の掲示内容

2. 広告物等の掲示場所

3. 数 量

4. 期 間 年 月 日～ 年 月 日

5. 担当者連絡先

必要に応じて図面、写真等を添付すること